

社会福祉法人地の塩福社会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地の塩福社会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費は、通常の経路及び方法により出張した場合の旅費実費により計算する。

(新幹線利用)

第4条 新幹線特急料金は、広島駅以西、福山駅以東に乗車したときに限り支給する。

2 座席指定料金は、片道100キロメートル以上に該当する場合に限り支給する。

(日当)

第5条 日当は、1日につき県内では3,000円、県外では5,000円とする。

(宿泊)

第6条 宿泊料は、1泊につき13,000円以内とし、実費を支給する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、2017年6月22日から施行する。